

# 造作・設営

展示室の利用者は、造作の取付け及び展示品や備品の配置等の原状変更にあたっては、条例規則の定めるところにより、申請し、承認を受ける必要があります。ブース及び展示装飾物は、地震時でも転倒、落下等により来場者の避難及び消防活動等初動処理の障害とならないよう、安全に設営してください。

## 1. 装飾等設営の申請について

利用開始日の10日前までに「装飾等設営申請書」「装飾図面（会場レイアウト図面）」を提出し、消防機関等への届出事項の有無、電気等の使用状況等の確認を受けてください。

申請内容に基づき、当センターより「装飾等設営承認書」を発行します。造作・設営は承認を受けた図面どおりに設営してください。

承認事項を変更しようとするときは、新たな図面を提出して申請し、承認を受けてください。

- 展示室等の利用にあたり、別途、電気、水道を使用する場合は、「電気利用届出書」と「水道利用届出書」を提出してください。
- 軽飲食など設営を行う場合は「軽飲食設営届」を提出してください。設営の内容・飲食の提供内容によっては保健所への届出が必要な場合があります。管轄の保健所へご確認ください。

## 2. 設営上の注意事項

- 利用者は装飾作業中の事故防止に万全を期してください。
- 展示室の装飾等設営の作業は、所定の利用時間内に行ってください。
- 当センターには保管設備はありません。ストックスペースは展示室内に設けてください。
- 造作の取付けその他の現状変更にあたっては、消防設備や避難通路の機能を害さないように防災等安全対策に配慮した適切な設営を実施してください。特に下記の4項目は厳守してください。

### (1) 避難通路

- ・展示室内に避難通路を確保してください。避難通路は、全室、半室ともに、非常口に直結した主要避難通路（幅 2m以上）と、非常口又は主要避難通路に直結した補助避難通路（幅 1.2m以上）としてください。
- ・非常口、避難通路その他避難のために使用する場所には、避難の支障となる一切の物を設置することはできません。

### (2) 誘導標識等

- ・非常口を示す誘導灯は4mの位置です。どこからでも視認できることが望ましいです。ブースの配置によって視認できない場合おおむね5m移動して視認できるよう配置を調整するあるいは避難通路を設置する等策を講じてください。
- ・小間内から避難通路が見えない場合は、誘導標識等設置してください。
- ・通路は行き止まり（袋小路）を作らないでください。

### (3) 消防設備等

- ・消防設備等（火災報知器、屋内消火栓、消火器等）の周囲は、1m以上の空地を確保してください。
- ・消防署による「禁止行為解除」の承認を得た火気等の設置場所は、出入口、階段等の避難施設から水平距離6m以上離して設置してください。

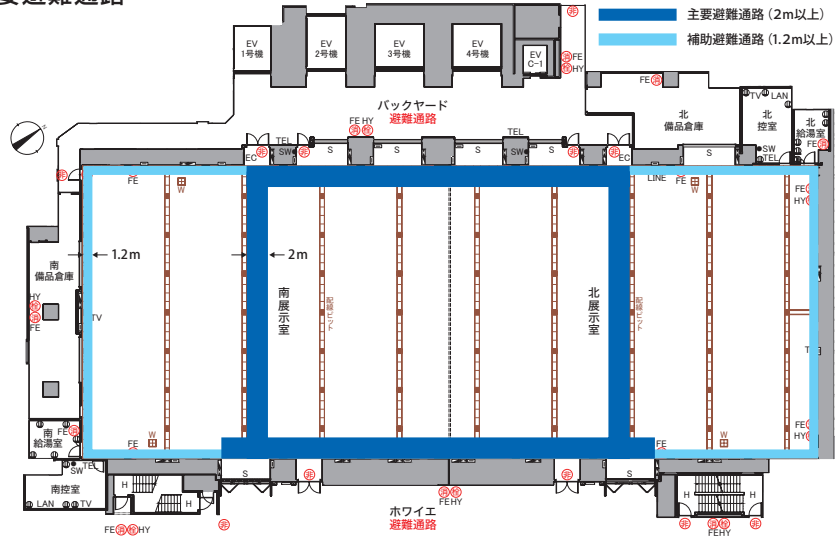
### (4) 装飾等の制限

次の場所は、装飾等の設営若しくは行為に制限があります。

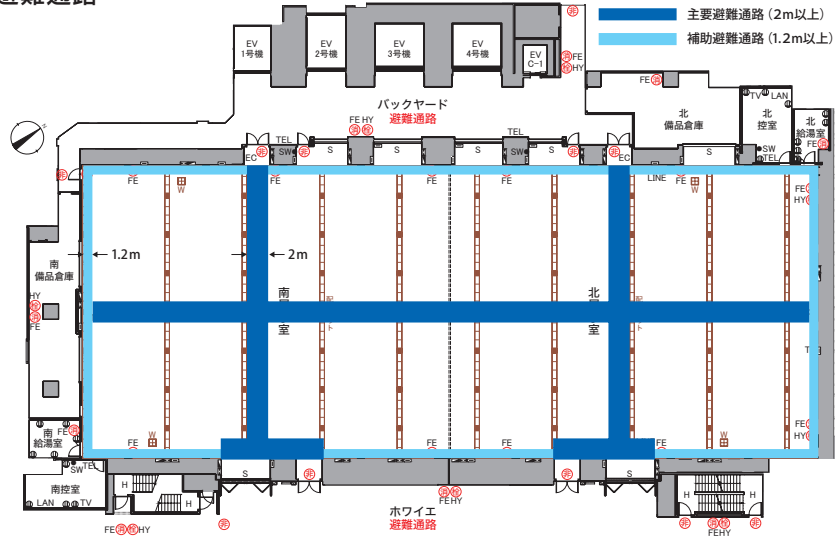
- ① 各種操作盤（照明スイッチ等）前 「閉鎖禁止、通路と操作空間確保」
- ② シャッターの下、同付近 「装飾及び陳列等の禁止」
- ③ 壁に設置された排気ガラリ前 「閉鎖禁止、1m以上の空間確保」
- ④ 展示室以外の場所（ホワイエ、バックヤード、備品倉庫、控室、給湯室等若しくは部分）  
「装飾の禁止、備品等保管の禁止」

■ 避難通路の確保例

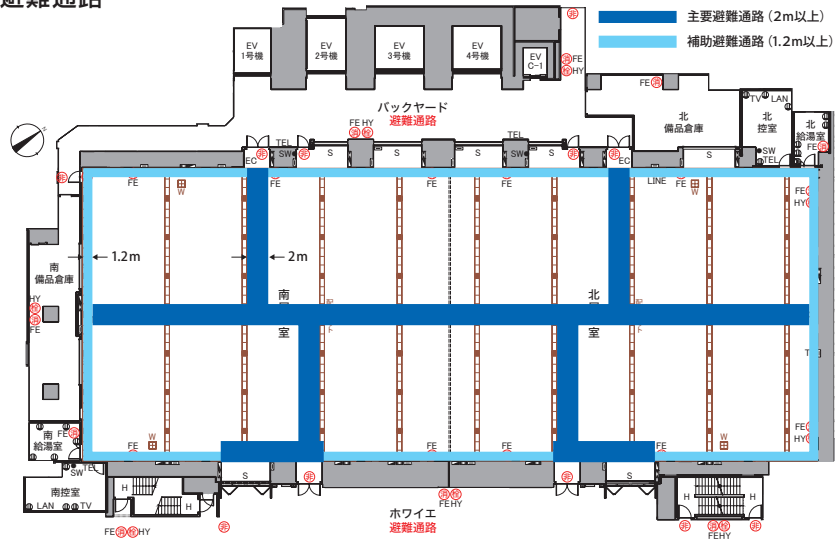
A. ループ状の主要避難通路



B-1. 棒状の主要避難通路



B-2. 棒状の主要避難通路



### 《養生》

- 施設をき損、汚損あるいは漏水する恐れのある場合は、予め養生してください。砂・土芝・上苔等、展示室を汚す恐れのある資材は使用できません。
- 展示室の床材は、フローリングで、傷つきやすくなっているため展示室への搬入・搬出や展示・設営の際は、必要に応じて養生を行ってください。
- 展示・装飾物の金属部分が直接床に接する場合は、必要に応じてその部分を養生してください。
- 重量物の設置にあたって、床に集中荷重がかかる場合は、重量が分散するような措置を取り養生してください。
- 床面へ粘着力の強いテープを直接貼るなど床にあとがつく恐れのある行為はご遠慮ください。やむを得ずテープを使用する場合は粘着力の弱い養生テープをご使用ください。
- 床面へのくぎ打ち・ねじ止めなど床が傷つく恐れのある行為はご遠慮ください。

### 《壁面利用禁止》

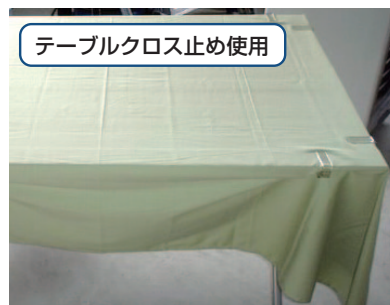
- 展示室内壁面にポスター等を貼付けたり、物を立てかけたりする等、壁面を利用した展示・装飾はご遠慮ください。

### 《展示装飾物》

- 装飾等の高さは、床上 2.7m以下に限ります。
- 装飾材料は不燃性、準不燃性、難燃性のものを使用してください。やむを得ず可燃性のものを使用する場合には、防災処理したものを使用してください。特に、床面上のカーペット、カーテン、布製ブラインド、展示用合板等で防災処理を施していないものは使用できません。

### 《装飾作業》

- 装飾作業を行うにあたっては、「装飾図面」どおりに設営するようにお願いします。また施設の管理運営に支障が生ずる騒音、振動、臭気、煙等を発する工事は原則として禁止します。
- 荷物用エレベーター前・ホワイエ等での装飾作業はできません。
- 貸出備品の展示台や商談机に直接ガンタッカー、画びょうや釘等でのテーブルクロス止めはできません。クロスストッパーや養生テープ等での固定をお願いします。
- 貸出備品は共有です。次の利用者から商談机など備品の破損の報告がされています。次の利用者があることを忘れないでください。



### 《当センターを含む全館での禁止事項》

- 裸火の使用
- 煙（水蒸気を含む）、ドライアイス等のスモーク演出

### 《天井吊りバトンの使用》

吊りバトンは、天井から30cm下方に固定されています。

バトンを利用する際、下記の場所には設置できません。天井図を参考にスプリンクラー、可動式防災垂壁の位置をご確認ください。

- ①スプリンクラーヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.3m以内には、吊り下げるあるいは吊さげたワイヤーなどがかからないようお願いいたします。
- ②可動式防災垂壁は非常時に天井から自動的に下がります。可動式防災垂壁に接するあるいは可動式防災垂壁の下を横切る装飾はできません。
- ③避難通路にかかる吊り下げはできません。

本数：12本（東西方向に6.4mごとに設置）		
吊スパン：3.2m	耐荷重：40kg / m	直径：48.6mm

※北側大型スクリーンの後ろのバトンは使用できません。

吊りバトンをご使用の際は安全対策等を講じるようお願いします。

（以下は対策の一例となります）

- ・吊りバトンに組付け／吊り下げるものは耐荷重 40kg/m を下回るものとし、落下防止策を施すこと。
- ・来場者等の接触で転倒やケガなど事故にならないよう安全対策を講じること。
- ・吊りバトンに組付け / 吊り下げる物が通路にはみ出さないこと。
- ・非常口誘導灯等、各種サインの視認に支障がないこと。
- ・監視カメラの視界を遮らないこと等。

### 《高所作業時の注意事項》

- 当センターでは高所作業車の貸出しをしています。ご利用を希望される場合は、「催物のあらましと利用内容」に記入し、後日「高所作業車使用届」のご提出をお願いいたします。運転・操作には、所定の講習を修了した又は高所作業車運転資格を有している者だけです。
- 作業中はヘルメット及び安全帯を着用してください。
- 高所作業中は、工具類等の落下防止策を講じてください。また、高所作業車の下での作業は行わないでください。
- 当日作業者は所定の講習修了証又は高所作業車運転資格のご提示をお願いいたします。

### 《その他の注意事項》

- 当センターの建物は多目的複合ビルです。他の施設に迷惑を及ぼさないよう十分注意してください。
- 装飾作業中のゴミや弁当の空き箱、空き缶、ペットボトル等は全てお持ち帰りください。

## 3. 展示室利用期間中の確認

- 利用期間中は当センター職員が装飾等を承認どおり設営されているか巡回点検しますので、予めご了承ください。
- 規則で定める禁止行為の違反の有無や不適正な行為があるときは、職員の指導に沿ってすみやかに是正してください。